

令和8年度市子連県内自然体験学習事業
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

御坊市子ども会育成会連絡協議会（以下「市子連」という。）が、「令和8年度市子連県内自然体験学習事業」の受託者を選定するためのプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 業務名

令和8年度市子連県内自然体験学習事業

(2) 業務内容

別添「令和8年度市子連県内自然体験学習事業仕様書（以下「仕様書」という。）」
のとおり

(3) 期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日（水）まで

(4) 見積限度額（予定価格）

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（なお、委託料の内約30%は参加者負担となる。）

3 プロポーザル参加要件、参加申請書等の提出

(1) 参加要件

ア 御坊市税に未納がないこと。

イ 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき、受注型企画旅行を受託できる者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第239号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ プロポーザル参加申請内容に相違ないこと。

(2) 提出書類 プロポーザル参加申請書（別紙様式）1部

(3) 提出期限 令和8年6月12日（金）17時00分まで（必着）

(4) 受付時間 月曜日から金曜日 9時00分～17時00分まで

(5) 提出場所 〒644-8686 御坊市藺350番地2

御坊市教育委員会教育課内 市子連事務局

TEL 0738-23-5525

FAX 0738-24-0528

(6) 提出方法 持参又は郵送とする。なお郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和8年6月8日（月）17時00分まで（必着）

(2) 質問方法 任意様式により電子メールでのみ受け付ける。（電話や口頭での質問は受け付けない）

(3) 電子メールアドレス kyoishakyo@city.gobo.lg.jp

(4) 回答日 令和8年6月10日（水）

(5) 回答方法 質問者及び参加表明者に対して電子メールで回答する。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

①企画提案書 別紙「仕様書」を踏まえて作成すること。作成に当たっては、以下の点を明記すること。行程表（交通手段、時間及び場所を明記すること）や体験学習の内容及び期待される効果、食事の内容についての概要、緊急時の連絡体制や対応、キャンセルの条件（例：○日前まで△△%など）等。

②見積書 交通費、食事代、施設見学料や保険料、印刷費などすべての経費の総額とし、内訳表を添付すること（任意様式）。また、見積書には代表者印を押印すること。

(2) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

(3) 提出期限 令和8年6月19日（金）17時00分まで（必着）

(4) 受付時間 月曜日から金曜日 9時00分～17時00分まで

(5) 提出場所 〒644-8686 御坊市藺350番地2

御坊市教育委員会教育課内 市子連事務局

TEL 0738-23-5525

FAX 0738-24-0528

(6) 提出方法 持参又は郵送とする。なお郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

(7) 提出制限 企画提案書は、1事業者について1件を限度とする。

6 選定方法

(1) 評価基準等

提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、市子連及び事務局等で組織した審査会が別紙「評価基準」に基づき審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（正式な日時については別途通知する。）

ア 開催日時 令和8年6月下旬（予定）

イ 開催場所 御坊市藺350番地2 御坊市役所 1階 多目的ホール（予定）

ウ 実施内容 プレゼンテーションは、企画提案書の記載内容に基づいて行うこと。企画提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。説明は15分以内とし、その後、必要に応じて質疑応答を行う。

エ 参加人数 プレゼンテーション会場への入場は、3名までとする。

オ 使用機材等 マイク、プロジェクター、スクリーンは事務局が用意するが、その他必要となる機器（パソコン等）については事業者で準備すること。なお、パソコン以外の機器を使用するときは事前に連絡し事務局の確認を受けること。

(3) 選定方法

審査の結果、評価の合計点が最上位である企画提案者を候補者とし、第2位を次点候補者として特定する。

評価の合計点が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。提案者が1者であっても審査を実施し、最低基準を満たしている場合は、候補者として特定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果をプロポーザル審査結果通知書（令和8年6月下旬予定）により通知する。
なお、審査結果について異議の申し立ては受け付けません。

7 失格事項

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの
- (8) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるもの
- (9) その他、本要領に違反すると認められたもの

8 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査会で決定した候補者と契約交渉を行ったうえで契約手続きを行う。ただし、この者が、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合、失格事項に抵触することが判明した場合又は何らかの事故等により、契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、本要領及び仕様書に定める内容とする。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうる。

9 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、委託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合、御坊市情報公開条例（平成12年条例29号）の規定に基づき、公開することがある。
- (5) 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市子連の承認を得た場合は、この限りではない。

10 日程

実施要領等の配布期間	令和8年5月21日（木）～6月5日（金）
質問受付	令和8年6月8日（月）17時00分まで
参加申請書	令和8年6月12日（金）17時00分まで

質問回答日	令和8年6月10日（水）
企画提案書等受付	令和8年6月19日（金）17時00分まで
選定審査（プレゼンテーション）	令和8年6月下旬（予定）
結果通知送付	令和8年6月下旬（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）

11 問い合わせ先

〒644-8686 御坊市藺350番地2

御坊市教育委員会教育課内 市子連事務局

Tel 0738-23-5525

Fax 0738-24-0528

Email kyoishakyo@city.gobo.lg.jp